

特 記 仕 様 書

特 記 事 項
本工事は御屋敷山浄水場内の1～8号池向け急速ろ過池洗浄管更新を目的とする。 工事に際しては急速ろ過池を運転しながらの施工となり、様々な施工条件等の制約に係るため特筆すべき事項を下記に示す。
1. 現場施工について ・浄水場内で作業に従事する者は水道法で定めるところにより、概ね6カ月ごとに腸内細菌検査（検便）を行い感染症の罹患が無いことを事前に確認し、結果を監督職員に提出すること。なお、検査内容は赤痢、サルモネラ、腸チフス、パラチフス、O-157とする。 ・施工手順については、概ね下記のとおりである。
① 車庫解体 → ② 屋外既設管撤去・本管新設 → ③ 屋内既設仮設管撤去・本管新設（1池ずつ）→ ④ 屋外既設仮設管撤去
なお、配管廊内の詳細な施工手順については、別添「配管廊内施工手順」を参照のこと。
・連絡弁及び表洗弁（電動弁）設置に伴うモーター及びバルコン結線等の電気工事は、別に浄水課が発注するため本工事には含まれない。また、連絡弁の電気ケーブル及びサンプリング水用の管路（PPφ20程度）を連絡弁から電気室まで布設する計画があり、新設洗浄管の土工断面内に埋戻しに併せて埋設するため電気工事受注業者と工程調整すること。 ・配管廊内の施工について、アンカー等を設置するため壁や天井を削孔する際は事前に監督職員と協議し承諾を得ること。また、電気室奥の電気計装盤側に工事による粉塵対策としてシート等で養生を施すこと。 ・浄水場内への入退場について、入場の際は入口のインターホンにより入場の連絡を行い、退場の際も同様とする。 ・トイレについては指定した場所に仮設トイレを設置すること。（浄水場内のトイレは使用不可） ・新設のレンタル仮設配管材については上下水道局においてリース契約し納品・管理を行う。納品場所は御屋敷山浄水場内としその仮設配管材を使用し仮設配管の設置を行うこと。また、撤去したレンタル仮設配管材については、指定した場所のパレターナ（カゴ）へ集積すること。 ・浄水場内の電源コンセントは原則使用禁止とする。